

第3編 地震編

～ 余白ページ ～

第1部 災害予防計画

第1章 災害予防対策の体系と分担業務

1 災害予防対策の体系

災害予防計画の体系を以下のとおり規定する。

第1部 災害予防計画

第1章 災害予防対策の体系と分担業務

第2章 災害に強い施設等の整備

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 第1節 土砂災害等の防止対策の推進、 | 第2節 液状化災害等の防止対策の推進、 |
| 第3節 防災構造化の推進、 | 第4節 建築物災害の防災対策の推進、 |
| 第5節 公共施設の災害防止対策の推進、 | 第6節 危険物災害等の防災対策の推進、 |
| 第7節 防災研究の推進 | |

第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 第1節 防災組織の整備、 | 第2節 通信・広報体制の整備、 |
| 第3節 地震等観測体制の整備、 | 第4節 消防体制の整備、 |
| 第5節 避難体制の整備、 | 第6節 救助・救急体制の整備、 |
| 第7節 輸送体制の整備、 | 第8節 重要道路の確保体制の整備、 |
| 第9節 医療体制の整備、 | 第10節 給水体制の整備、 |
| 第11節 食料・生活必需品供給体制の整備、 | 第12節 遺体の処理に係る事前措置、 |
| 第13節 し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備、 | |
| 第14節 感染症予防の事前措置、 | 第15節 住宅の確保対策の事前措置、 |
| 第16節 教育対策の事前措置、 | 第17節 業務継続体制の整備 |

第4章 市民の防災活動の促進

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 第1節 防災知識の普及啓発、 | 第2節 防災訓練の効果的実施、 |
| 第3節 自主防災組織の育成強化、 | |
| 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進、 | |
| 第5節 防災ボランティアの育成強化、 | 第6節 企業防災の促進、 |
| 第7節 避難行動要支援者の安全確保 | |

2 災害予防対策の分担業務

【課別の事務分掌】

課名	活動内容	該当箇所	頁
総務課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1	一般-5
	建築物の不燃化の推進	第2章 第3節 第2	一般-11
	防災研究の推進	第2章 第6節 第1	一般-14
	応急活動実施体制の整備	第3章 第1節 第1	一般-16
	執務環境の整備	第3章 第1節 第2	一般-16
	平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備	第3章 第1節 第3	一般-17
	広域応援体制の整備	第3章 第1節 第4	一般-18
	通信施設の整備	第3章 第2節 第1	一般-18
	広報体制の整備	第3章 第2節 第2	一般-19
	広報案文の作成	第3章 第2節 第3	一般-19
	広報紙の発行体制の整備	第3章 第2節 第4	一般-19
	報道機関による広報の準備	第3章 第2節 第5	一般-19
	地震等観測体制の整備	第3章 第3節 第1	地震-9
	消防活動体制の整備	第3章 第4節 第1	一般-20
	消防水利、装備、資機材の整備	第3章 第4節 第2	一般-21
	避難場所及び避難所の指定等	第3章 第5節 第1	一般-22
	地域における避難体制の整備	第3章 第5節 第2	一般-24
	避難所の収容・運営体制の整備	第3章 第5節 第4	一般-27
	救助・救急体制の整備	第3章 第6節 第1	一般-28
	救助、救急用装備・資機材の整備	第3章 第6節 第2	一般-29
	ヘリコプター離発着体制の整備	第3章 第7節 第3	一般-31
	備蓄計画の策定	第3章 第11節 第1	一般-33
	業務継続計画の策定	第3章 第17節 第1	一般-37
	市民に対する防災知識の普及啓発	第4章 第1節 第1	一般-38
	防災関係機関の職員への防災研修等の実施	第4章 第1節 第2	一般-40
	防災訓練の実施	第4章 第2節 第1	一般-40
	災害対策本部設置・運営に係る図上訓練の実施	第4章 第2節 第2	一般-41
	避難所開設・運営に係る図上訓練の実施	第4章 第2節 第3	一般-41
	訓練結果の地域防災計画等への反映	第4章 第2節 第4	一般-41
	地域の自主防災組織の育成強化	第4章 第3節 第1	一般-41
	防災リーダー等の育成強化	第4章 第3節 第2	一般-43
	事業所の自主防災体制の強化	第4章 第3節 第3	一般-43
	地区内の防災活動の推進（地区防災計画の策定等）	第4章 第4節 第1	一般-44
	企業防災の促進	第4章 第6節 第1	一般-46

課名	活動内容	該当箇所	頁
財政課	公共施設及防災関係施設の耐震診断・耐震改修の促進等	第2章 第4節 第1	地震-6
	執務環境の整備	第3章 第1節 第2	一般-16
	緊急通行車両の事前届出	第3章 第7節 第1	一般-30
	輸送に係る民間業者との協定締結	第3章 第7節 第2	一般-30
税務課	被災者台帳の円滑な作成等に係る体制整備	第3章 第17節 第2	一般-37
企画政策課	避難所の収容・運営体制の整備	第3章 第5節 第4	一般-27
	企業防災の促進	第4章 第6節 第1	一般-46
保健課	病院、社会福祉施設等における避難体制の整備	第3章 第5節 第3	一般-26
	病院との連絡体制の整備	第3章 第9節 第1	一般-32
	感染症予防の事前措置	第3章 第14節 第1	一般-35
	社会福祉施設、病院等における避難行動要支援者対策	第4章 第7節 第2	一般-48
福祉介護課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1	一般-5
	病院、社会福祉施設等における避難体制の整備	第3章 第5節 第3	一般-26
	遺体の処理に係る民間業者との協定締結	第3章 第12節 第1	一般-34
	遺体安置所の選定	第3章 第12節 第2	一般-34
	防災ボランティアとの連携体制の整備	第4章 第5節 第1	一般-45
	防災ボランティア活動支援のための環境整備	第4章 第5節 第2	一般-45
	地域における避難行動要支援者対策	第4章 第7節 第1	一般-46
	社会福祉施設、病院等における避難行動要支援者対策	第4章 第7節 第2	一般-48
こども未来課	児童生徒・園児の安全対策に係る事前準備	第3章 第16節 第1	一般-36
市民環境課	遺体の処理に係る民間業者との協定締結	第3章 第12節 第1	一般-34
	遺体安置所の選定	第3章 第12節 第2	一般-34
	災害廃棄物の仮置場の選定	第3章 第13節 第1	一般-34
	仮設トイレの整備	第3章 第13節 第2	一般-35
農政課	流通在庫の調達に係る関係業者の把握	第3章 第11節 第2	一般-33
	飲食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結	第3章 第11節 第3	一般-33
	救援物資の仕分け・配送作業等に関する協定等の締結	第3章 第11節 第4	一般-33
商工観光課	流通在庫の調達に係る関係業者の把握	第3章 第11節 第2	一般-33
	食料及び生活必需品の調達に関する協定等の締結	第3章 第11節 第3	一般-33
	救援物資の仕分け・配送作業等に関する協定等の締結	第3章 第11節 第4	一般-33

課名	活動内容	該当箇所	頁
耕地林務課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1	一般-5
	農地灾害等の防止対策	第2章 第1節 第2	一般-7
土木課	土砂災害の防止対策	第2章 第1節 第1	一般-5
	緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備	第3章 第8節 第1	一般-31
まちづくり推進課	液状化災害の防止対策	第2章 第2節 第1	地震-5
	防災的土地区画整理事業の推進	第2章 第3節 第1	一般-10
	建築物の不燃化の推進	第2章 第3節 第2	一般-11
	道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保	第2章 第3節 第3	一般-11
	擁壁・ブロック塀等の工作物対策	第2章 第3節 第4	一般-12
	公共施設及び防災関係施設の耐震診断・耐震改修の促進等	第2章 第4節 第1	地震-6
	一般建築物の安全性の確保	第2章 第4節 第2	地震-6
	住宅の供給体制の整備	第3章 第15節 第1	一般-35
	応急仮設住宅の建設予定候補地の把握	第3章 第15節 第2	一般-36
水道課	上水道施設の災害防止	第2章 第5節 第1	一般-13
	下水道施設の災害防止	第2章 第5節 第2	一般-14
	応急復旧体制の整備	第3章 第10節 第1	一般-32
	応急給水体制の整備	第3章 第10節 第2	一般-32
	広域応援体制の整備	第3章 第10節 第3	一般-32
教育委員会	公共施設及び防災関係施設の耐震診断・耐震改修の促進等	第2章 第4節 第1	地震-6
	児童・生徒の安全対策に係る事前準備	第2章 第16節 第1	一般-36
	応急教育（学校再開）を行う上での方針の検討	第3章 第16節 第2	一般-36
農業委員会	農地灾害等の防止対策	第2章 第1節 第2	一般-7

第2章 災害に強い施設等の整備

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

第2編 第1部 第2章 第1節を参照

第2節 液状化災害等の防止対策の推進

第1 液状化災害の防止対策

【実施責任者：まちづくり推進課】

1 法令遵守の指導

これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っている。阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

新規開発等の事業において、以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

これまで液状化対策に関し市民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれへの技術的対応法方等についても、市民や関係方面への周知に努める。

第3節 防災構造化の推進

第2編 第1部 第2章 第3節を参照

第4節 建築物災害の防災対策の推進

第1 公共施設及び防災機関施設の耐震診断・耐震改修の促進等

【実施責任者：財政課、福祉課、まちづくり推進課、教育委員会】

1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施

市の庁舎や消防、警察、学校、公民館及び医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、市は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

また、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。

2 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、市は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の安全性の確保

【実施責任者：まちづくり推進課】

1 市民等への意識啓発

市民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ウ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- エ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、劇場、映画館、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間(火災予防週間と協調して実施。)」において消防署等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

第2編 第1部 第2章 第5節を参照

第6節 危険物災害等の防災対策の推進

第1 危険物災害の防止

【実施責任者：大隅曾於地区消防組合消防本部】

1 危険物施設の保安監督・指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第2 高圧ガス施設の災害防止

【実施責任者：大隅曾於地区消防組合消防本部】

1 高圧ガス保安施設の監督・指導

高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第7節 防災研究の推進

第2編 第1部 第2章 第6節を参照

第3章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節　防災組織の整備

第2編 第1部 第3章 第1節を参照

第2節　通信・広報体制の整備

第2編 第1部 第3章 第2節を参照

第3節　地震等観測体制の整備

第1　地震等観測体制の整備

【実施責任者：総務課】

観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

第4節　消防体制の整備

第2編 第1部 第3章 第4節を参照

第5節　避難体制の整備

第2編 第1部 第3章 第5節を参照

第6節　救助・救急体制の整備

第2編 第1部 第3章 第6節を参照

第7節 輸送体制の整備

第2編 第1部 第3章 第7節を参照

第8節 重要道路の確保体制の整備

第2編 第1部 第3章 第8節を参照

第9節 医療体制の整備

第2編 第1部 第3章 第9節を参照

第10節 給水体制の整備

第2編 第1部 第3章 第10節を参照

第11節 飲食料・生活必需品供給体制の整備

第2編 第1部 第3章 第11節を参照

第12節 遺体の処理に係る事前措置

第2編 第1部 第3章 第12節を参照

第13節 し尿及び廃棄物等の収集・処理体制の整備

第2編 第1部 第3章 第13節を参照

第14節 感染症予防の事前措置

第2編 第1部 第3章 第14節を参照

第15節 住宅の確保対策の事前措置

第2編 第1部 第3章 第15節を参照

第16節 教育対策の事前措置

第2編 第1部 第3章 第16節を参照

第17節 業務継続体制の整備

第2編 第1部 第3章 第17節を参照

第4章 市民の防災活動の促進

第1節 防災知識の普及啓発

第2編 第1部 第4章 第1節を参照

第2節 防災訓練の効果的実施

第2編 第1部 第4章 第2節を参照

第3節 自主防災組織の育成強化

第2編 第1部 第4章 第3節を参照

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第2編 第1部 第4章 第4節を参照

第5節 防災ボランティアの育成強化

第2編 第1部 第4章 第5節を参照

第6節 企業防災の促進

第2編 第1部 第4章 第6節を参照

第7節 避難行動要支援者の安全確保

第2編 第1部 第4章 第7節を参照

第2部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 応急活動体制の確立

活動項目	担当対策部・班
1 意思決定	市長、総務を担当する副市長、総務担当以外の副市長、総務課長
2 警戒段階における活動体制の確立	総務を担当する副市長、総務担当以外の副市長、総務課長、関係職員
3 災害対策本部の設置・廃止基準	一
4 災害対策本部の設置・運営	全職員
5 災害対策本部の組織編成及び事務分掌	
6 動員配備基準	
7 動員に関する職員への伝達	
8 職員の服務	
9 要員配備の調整	総務対策部総務班
10 職員の健康管理	総務対策部総務班、市民福祉対策部民生班

1 意思決定

災害応急対策に係る意思決定は、災対法等に基づき市長（災害対策本部長）が行う。不在等の場合で意思決定を行えない場合は、総務を担当する副市長、総務担当以外の副市長、総務課長、以下については曾於市行政組織条例第1条の順にその職務を代理する。

2 警戒段階における活動体制の確立

市は、災害に警戒が必要な段階において、それぞれ必要に応じた活動体制を確立して対策に当たる。それぞれの活動体制は以下のとおり。

名称	意思決定権者	設置基準	活動内容
情報収集体制	①総務課長 ②総務課危機管理室長 ③総務課消防交通係長	□市内震度が4を記録したとき	□被害状況の収集 □県、又は防災関係機関から情報収集 □今後の対応策の決定と配備体制の検討
災害警戒本部体制	①総務担当副市長 ②総務課長 ③土木課長 ④総務課危機管理室長	□市内震度が5弱を記録したとき	□市長への報告、及び市長からの特命事項への対応 □その他

(注1) 災害発生のおそれが解消したと認められるときには、それぞれの活動体制を解くものとする。

(注2) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務を担当する副市長を、副本部長は総務担当以外の副市長をもって充てる。その他、動員配備については、6のとおり。

(注3) 災害警戒本部の設置場所及び運営は、災害対策本部の設置場所及び運営に準じて行う。また、所掌事務については、災害対策本部各事項に準ずるものとする。

3 災害対策本部の設置・廃止基準

(1) 災害対策本部の設置

市長は、次の基準に達し市域に震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めたとき災害対策本部を設置する。

- ア 市の地域に震度5強以上の地震が発生したとき。
- イ 市の地域に大規模な地震に起因する火災、爆発、その他重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で総合的応急対策を必要とするとき。

(注1) 動員配備については、6のとおり。活動内容については、5の事務分掌のとおり。

(注2) 災害対策本部に本部長、副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は総務担当の副市長並びに総務担当以外の副市長をもって充てる。

(注3) 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を鹿児島県、防災関係機関・部局、曾於市防災会議の委員に通知するとともに、報道機関（Lアラート）やコミュニティFM等を通じて市民に公表する。

(2) 災害対策本部の廃止

- ① 本部長は、次の基準の全てを満たした場合、本部会議結果を踏まえ本部を廃止する。
 - ア 災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
 - イ 災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
 - ウ 総務対策部総務班において、当該災害に係る報告書が調製され本部会議で了承さ

れたとき。

- ② 上の①により廃止する場合において、当該災害関連事務事業の継続性確保を必要とする場合、関係部長は本部設置の体制に準じ事務を継続し対処するものとする。
- ③ 本部を廃止した場合の通知は、本部設置時に準じて処理する。

4 災害対策本部の設置・運営

(1) 災害対策本部の設置場所

市役所本庁舎をもって災害対策本部設置場所とする。

災害対策本部を設置したときは関係者にわかるよう南館1階玄関及び2階に「曾於市災害対策本部」、南館2階危機管理室執務室前に「曾於市災害対策本部事務局」の表示をする。

なお、曾於市役所本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、代替施設としてそお生きいき健康センターを第1候補に、市立図書館を第2候補として、代替施設内に災害対策本部を設置する。

(2) スペースの確保等

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に設置できない場合、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

また、非常電源及び無線機能の確認を行う。電源、通信機能に障害がある場合、直ちに電力会社及びNTT西日本に対応を要請する。

必要なスペース	確保場所	活動内容
災害対策本部室	南棟2階・防災対策室	※災害対策本部会議開催のためのスペース
災害対策本部事務局室	南棟2階・危機管理室執務室	※情報の集約及び活動の全体調整のためのスペース ※電話、FAX、コピー機、パソコン（庁内情報システム、県総合防災システム等）、プリンター、県防災行政無線（2階設置）等通信設備を配置及び確保
応援調整室	南棟2階・多目的室	※自衛隊の活動調整・事務を行うためのスペース ※その他応援機関の活動調整・事務を行うためのスペース
災害対策調整会議室	南棟2階・防災対策室	※市と関係機関が集まり、情報共有を行うためのスペース
プレスルーム	本館3階・執行部控室または委員会室	※記者発表を行うためのスペース ※報道機関が待機等を行うためのスペース

(3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、次により通知するものとする。

通知先	通知方法	連絡先
市本部・各対策部	庁内放送・庁内情報システム・防災行政無線・電話・口頭	
鹿児島県	県総合防災システム・FAX・電話（県防災電話）	
大隅地域振興局総務企画部 総務企画課	FAX・メール・防災行政無線・電話 (県防災電話)	TEL 099-52-2083 (直通) FAX 099-52-2100
大隅地域振興局建設部 土木建築課曾於市駐在	FAX・メール・電話 (県防災電話)	TEL 099-482-0481 (直通) FAX 099-482-4927
大隅曾於地区消防組合消防本部	FAX・メール・電話 (県防災電話)	TEL 099-482-0119 FAX 099-482-5712
曾於警察署	FAX・電話	TEL 099-482-0110 FAX 099-482-3612
市民、自治会、自主防災組織	コミュニティFM・広報車・ホームページ・各種SNS (LINE、X (旧Twitter)、Facebook)、緊急速報メール	

(注) 国(消防庁)へは、県に連絡ができない場合通知する。

電話番号：03-5253-5111

(4) 災害対策本部会議及び各部との調整

① 災害対策本部会議

災害対策本部会議は必要の都度開催し重要かつ緊急な防災措置に関する協議を行う。場所は、南棟2階防災対策室にて行う。

ア 災害対策本部の報告事項・・・・・総務課長及び各部長が行う。

- ・被害状況及び今後の予測
- ・参集状況
- ・各対策部の対応

イ 協議事項

- ・災害応急対策の基本方針に関すること。
- ・動員配備体制に関すること。
- ・避難指示等に関すること。
- ・各部班間の調整事項の指示に関すること。
- ・自衛隊派遣要請に関すること。
- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・避難所の開設その他避難者対応の指示に関すること。
- ・災害復旧及び市民の復興に関すること。
- ・災害救助法適用申請に関すること。

- ・災害対策経費の処理に関すること。
- ・他の市町村に対する応援要請に関すること。
- ・その他災害対策の重要事項に関すること。

② 本部連絡員

- ア 本部連絡員は、各対策部長が指名する者をもって充てる。
- イ 本部連絡員は、本部長の命を受けて各部相互間及び各部内の連絡調整並びに各種の情報収集・伝達事務を担当する。

③ 災害対策本部と各部及び各班の連絡方法

- ア 本部長の命令及び本部会議で決定した事項は、本部連絡員を通じて各対策部及び各班に連絡するものとする。
- イ 各対策部及び各班で収集した情報又は実施した対策のうち本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく事項は、本部連絡員を通じて本部に報告するものとする。

(5) 防災関係機関等との調整

① 県現地災害対策本部への協力

県が本市に現地災害対策本部を設置する場合、庁舎内スペースの提供、合同会議の開催等情報の共有及び活動の調整のための必要な協力をを行う。

② 災害対策調整会議

本部を設置した場合、防災関係機関及び民間団体との間の連絡調整を図るため、災害対策調整会議を原則として毎朝夕開催する。

(内容)

- ・被害状況報告
- ・各機関の活動状況報告
- ・各機関の活動内容の調整
- ・各機関の活動地域の調整

5 災害対策本部の組織編成及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織図

				本庁	大隅支所	財部支所
対策部	対策部長	班名	班長	要員	要員	要員
総務対策部	◎部長：総務課長 ○副部長：各支所長	総務班	総務課長	総務課	地域振興課	地域振興課
		管財班	財政課長	財政課	地域振興課	地域振興課
		経理班	会計課長	会計課、議会事務局、監査委員事務局・選挙管理委員会事務局、農業委員会		
		税務班	税務課長	税務課	地域振興課	地域振興課
		避難対策班	企画政策課長	企画政策課	地域振興課	地域振興課
市民福祉対策部	◎部長：保健課長 ○副部長：福祉介護課長	民生班	福祉介護課長	福祉介護課 こども未来課	保健福祉課	保健福祉課
		衛生班	保健課長	保健課	保健福祉課	保健福祉課
		環境対策班	市民環境課長	市民環境課	地域振興課	地域振興課
産業経済対策部	◎部長：農政課長 ○副部長：商工観光課長	畜産班	畜産課長	畜産課	産業振興課	産業振興課
		商工班	商工観光課長	商工観光課		
		農林班	農政課長	農政課 耕地林務課		
		農地班	耕地林務課長	耕地林務課		
土木対策部	◎部長：土木課長	建設班	土木課長	土木課長 まちづくり推進課	産業振興課	産業振興課
	○副部長：水道課長	水道班	水道課長	水道課		
教育対策部	◎部長：教育総務課長	教育班	教育総務課長	教育総務課 学校教育課		
	○副部長：生涯学習課長	教育施設班	生涯学習課長	生涯学習課		
警戒救助部	◎部長：団長 ○副部長：副団長、各方面隊長、副隊長	消防分団	分団長	消防団員		

(2) 災害対策本部各部の事務分掌

【班別の事務分掌】

部名	班名・所属	活動項目	該当箇所	頁
総務対策部 (部長:総務課長、副部長:各支所長)	総務班 (班長:総務課長) 総務課、地域振興課 (総務消防係)	1 職員の動員配備に関すること	第1章第1節	地震-26
		2 本部会議に関すること	第1章第1節	地震-15
		3 気象警報等の収集・伝達に関すること	第2章第1節	一般-87
		4 被害情報の取りまとめに関するこ と	第1章第2節	地震-31
		5 災害報告に関すること	第2章第2節	一般-89
		6 他市町村や県への応援要請、受入等に 関すること	第1章第4節	一般-75
		7 自衛隊の災害派遣要請、受入等に關す ること	第1章第5節	一般-79
		8 人的公用負担及び労働者の雇用に關 すること	第1章第6節	一般-84
		9 土砂災害の防止対策並びに消防団の 運用等について	第2章第4節	地震-33
		10 水防活動に関するこ	第2章第5節	地震-34
		11 避難指示等に関するこ	第2章第8節	地震-36
		12 ヘリコプターの要請に関するこ	第2章第10節	一般-116
		13 避難所の開設決定に関するこ	第3章第1節	地震-40
		14 行方不明者の捜索に関するこ	第3章第7節	一般-149
		15 警察、消防、その他の機関との連絡に に関するこ	-	-
		16 市民への広報並びに報道機関への情 報提供等広報に関するこ	第2章第3節	一般-96
		17 二次災害防止のための市民への呼び 掛けに関するこ	第2章第4節	地震-31
		18 放送施設等の被害調査及び復旧に關 すること	-	-
		19 本部長が特に命じたこと及び他の部 に属しないこと	-	-

部名	班名・所属	活動項目	該当箇所	頁
総務対策部 (部長:総務課長、副部長:各支所長)	管財班 (班長:財政課長) 財政課、地域振興課(地域振興係)	1 市有財産の被害調査	一	一
		2 緊急通行車両の確認に関すること	第2章第10節	一般-116
		3 輸送車両の確保に関すること	第2章第10節	一般-116
	経理班 (班長:会計課長) 会計課、議会事務局、監査委員事務局・選挙管理委員会事務局、農業委員会	1 地域内輸送拠点における仕分け・配達に関すること	第3章第3節、第4節	一般-137 一般-141
		2 義援金及び義援物資の受付・保管に関すること	第3章第10節	一般-159
		3 義援金及び義援物資の募集・配分に関すること	第3章第10節	一般-159
	税務班 (班長:税務課長) 税務課、地域振興課(税務係)	1 住家被害調査に関すること	第1章第3節、 第2章第2節、 第3章第8節、 (第3部第2章第1節)	一般-67 一般-89 一般-153 一般-168
		2 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成に関すること	(第3部第2章第1節)	一般-168
		3 税の減免措置に関すること	(第3部第2章第9節)	一般-175
	避難対策班 (班長:企画政策課長) 企画政策課、地域振興課(地域振興係)	1 避難所の開設・運営等に関すること	第3章第1節	一般-129
		2 災害記録に関すること	第2章第3節	一般-97
		3 外国人に係る対策に関すること	第2章第12節	一般-128
		4 市民生活相談のとりまとめに関すること	(第3部第2章第2節)	一般-169

部名	班名・所属	活動項目	該当箇所	頁
市民福祉 対策部 (部長:保健課長、副部長:福祉介護課長)	民生班 (班長:福祉介護課長) 福祉介護課、こども未来課、保健福祉課(福祉係)	1 社会福祉施設の被害調査に関すること	一	一
		2 災害救助法の適用手続等事務に関すること	第1章第3節	一般-67
		3 ボランティアとの連携に関すること	第1章第7節	一般-85
		4 要配慮者等に対する対策に関すること(福祉避難所含む)	第2章第12節	一般-124
		5 保育所・放課後児童クラブにおける児童生徒・園児の保護に関すること	第2章第12節	一般-127
		6 被災者生活再建支援金、被災者生活支援金、災害弔慰金等の支給に関すること	(第3部第2章第6節・第7節・第8節)	一般-173
		7 民生関係の融資に関すること	(第3部第3章第1節)	一般-176
	衛生班 (班長:保健課長) 保健課、保健福祉課(保健係)	1 医療機関の被害調査に関すること	第2章第11節	一般-119
		2 D M A T・医療救護班の要請・運用に関すること	第2章第11節	一般-119
		3 医薬品・医療用資機材等の確保に関すること	第2章第11節	一般-121
		4 保健衛生に関すること	第3章第6節	一般-148
		5 感染症予防に関すること	第3章第6節	一般-146
		6 被災者の心のケア対策に関すること	(第3部第2章第3節)	一般-170
	環境対策班 (班長:市民環境課長) 市民環境課、地域振興課(市民環境係)	1 一般ごみ・災害廃棄物等の処理に関すること	第3章第5節	一般-144
		2 し尿処理に関すること	第3章第5節	一般-143
		3 動物保護対策に関すること	第3章第6節	一般-148
		4 遺体の処理、埋・火葬に関すること	第3章第7節	一般-149
		5 復旧段階での災害廃棄物等の処理に関すること	(第3部第2章第4節)	一般-170

部名	班名・所属	活動項目	該当箇所	頁
産業経済 対策部 (部長:農政課長、副部長:商工観光課長)	畜産班 (班長:畜産課長) 畜産課、産業振興課(畜産係)	1 畜産物対策に関する事項(被害予防、被害調査、応急対策等)	第3章第11節	一般-162
		2 死亡獣畜の処理に関する事項	第3章第5節	一般-145
		3 激甚災害の指定に関する事項	(第3部第1章第2節)	一般-167
		4 畜産関係の融資に関する事項	(第3部第3章第3節)	一般-180
	商工班 (班長:商工観光課長) 商工観光課、産業振興課(農政商工・農業委員会係)	1 観光客に係る対策に関する事項	第2章第12節	一般-127
		2 主に生活必需品等の供給に関する事項(一部食料の供給に関する事項)	第3章第1節 第3節 第4節	一般-141 一般-137
		3 義援物資の受付・保管に関する事項	第3章第10節	一般-159
		4 商工業関係の融資及び利子補助に関する事項	(第3部第3章第4節)	一般-184
	農林班 (班長:農政課長) 農政課、耕地林務課(林政係)、産業振興課(営農推進係)	1 食料の供給に関する事項	第3章第1節 ・第3節	一般-137
		2 農作物・林産物対策に関する事項	第3章第11節	一般-161
		3 激甚災害の指定に関する事項	(第3部第1章第2節)	一般-167
		4 義援物資の受付・保管に関する事項	第3章第10節	一般-159
		5 農林関係の融資に関する事項	(第3部第3章第3節)	一般-180
	農地班 (班長:耕地林務課長) 耕地林務課、産業振興課(建設耕地水道係)	1 激甚災害の指定に関する事項	(第3部第1章第2節)	一般-167
		2 農地及び農業用施設の対策に関する事項(被害予防、被害調査、応急対策等)	-	-

部名	班名・所属	活動項目	該当箇所	頁
土木対策部 (部長:土木課長、副部長:水道課長)	建設班 (班長:土木課長) 土木課、まちづくり推進課、産業振興課(建設耕地水道係)	1 道路・橋梁・河川・砂防等の被害調査に関すること	-	-
		2 国土交通省九州地方整備局への応援要請に関すること	第1章第4節	一般-76
		3 被災宅地危険度判定に関すること	第2章第4節	一般-98
		4 河川災害・土砂災害の防止対策に関すること	第2章第4節	一般-98
		5 水防活動に関すること	第2章第5節	一般-100
		6 交通確保・規制に関すること	第2章第9節	一般-113
		7 障害物の除去に関すること	第3章第5節	一般-145
		8 応急仮設住宅の供給等住宅対策に関すること	第3章第8節	一般-153
		9 道路・橋梁・河川・砂防等の応急対策に関すること	第3章第12節	一般-164
		10 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進に関すること	(第3部第1章第1節)	一般-166
		11 激甚災害の指定に関すること	(第3部第1章第2節)	一般-167
		12 借地借家制度の特例の適用に関すること	(第3部第2章第5節)	一般-171
		13 住宅資金の融資に関すること	(第3部第3章第2節)	一般-178
土木対策部 (部長:土木課長、副部長:水道課長)	水道班 (班長:水道課長) 水道課、産業振興課(建設耕地水道係)	1 水道施設の被害調査及び水道施設の応急復旧に関すること	第3章第2節	一般-135
		2 応急給水の実施に関すること	第3章第2節	一般-135
		3 上水道・下水道施設の応急対策に関すること	第3章第12節	一般-163

部名	班名・所属	活動項目	該当箇所	頁
教育対策部 (部長:教育総務課長、副部長:生涯学習課長)	教育班 (班長:教育総務課長) 教育総務課、学校教育課	1 学校施設の被害調査に関すること	—	—
		2 要保護児童に係る対策に関すること	第2章第12節	一般-126
		3 小中学校における児童生徒の保護に関すること	第2章第12節	一般-127
		4 災害時の教育対策に関すること	第3章第9節	一般-156
	教育施設班 (班長:生涯学習課長) 生涯学習課	1 社会教育施設の被害調査に関すること	—	—
	消防分団	1 災害情報の収集等に関すること	—	—
		2 巡回、通報及び避難誘導に関すること	—	—
		3 人命の検索・救助に関すること	—	—
		4 応急手当に関すること	—	—
		5 避難所支援に関すること	—	—
		6 簡易な障害物の除去	—	—
		7 水防活動に関すること	—	—
		8 その他災害発生の防止に関すること	—	—

6 動員配備基準

災害時の動員配備基準は原則として以下のとおりである。なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

(1) 配備基準

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備 【情報収集体制】	□市内震度が4を記録したとき (自動配備)	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	【本庁】 総務課長・職員 【大隅支所】 地域振興課長・職員 【財部支所】 地域振興課長・職員
第2配備 【災害警戒本部体制】	□市内震度が5弱を記録したとき (自動配備)	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害警戒本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	第1配備に加え、 【本庁】 総務担当副市長 各課課長 土木課職員2名以上 【大隅支所】 各課課長 産業振興課職員2名以上 【財部支所】 各課課長 産業振興課職員2名以上
第3配備 【災害対策本部体制】	□市内震度が5強以上を記録したとき。(自動配備) □地震等により大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき。 □市内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とする。	第2配備に加え、 【本庁】 市長 教育長 総務担当以外の副市長 全ての課の職員 団三役、方面隊長等 【大隅支所】 全ての課の職員 方面隊長等 【財部支所】 全ての課の職員 方面隊長等

(2) 配備の特例

- ① 災害対策本部設置後、災害の規模が縮小したときは、又は災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、市長（本部長）は、必要に応じて配備体制を縮小することができる。このとき、各部長は、必要に応じて配備人員を調整できるものとする。
- ② 市長（本部長）は、災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部又は課等に種別の異なる配備体制を指令することができる。

7 勤員に関する職員への伝達

(1) 職員への伝達

動員配備の対象となる地震が発生したときには、震度により自動参集する。その他、本部長が必要と認めた場合は、各班長（課長・支所長）は、予め定めた方法により各班員（職員）に伝達する。

(2) 職員の参集場所

全ての職員は、自らの勤務場所へ参集する。予め指定避難所での勤務を定められた職員や、普段は本庁勤務だが事前に支所での勤務を定められた職員については、指定避難所や支所に直接参集する。ただし、参集途中において交通網の遮断等の不測の事態により、本来の参集場所への参集が困難な場合においては、最寄りの避難所や支所に参集し、そこで指示に従う。

8 職員の服務

全ての職員は、勤務時間の内外を問わず、災害が発生したときは所属の対策部・班との連絡をとり、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。また、災害対策本部が設置されたときは次の事項を遵守することとする。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- (2) 自らの言動によって、住民の不安や誤解を招いたり、本部活動に支障をきたしたりするとのないよう厳重に注意すること。
- (3) 配備体制が指令されたときは、万難を排して参集すること。
- (4) 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまでは退庁しないこと。
- (5) 勤務時間外に参集する場合、職員は以下の点に留意する。

① 参集途上での被害状況の観察

被害状況（火災、道路の途絶状況、土砂災害の発生、道路や橋梁の被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、あるいは危険と判断した場合は、登庁後直ちに総務班に報告する。

② 参集途上で生き埋め現場等を発見し救援活動に携わる場合、人命救助を第一優先とするが、努めて早期に所属長へ状況を報告するか、周囲の人に総務班への連絡を依頼する。

③ 服装等

活動に適した服装とし、手拭い、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携帯するものとする。

④ その他

家族が負傷、被災等した場合は、直ちに安全を確保し、それ以降はその他の家族又は隣人等に後を託し、早急に参集する。

9 要員配備の調整

総務班が全体の活動状況を把握し、要員の調整が必要と判断した場合、本部会議に諮り、要員の調整を行う。なお、時間的余裕がない場合は、本部長（市長）の専決とすることができる。

10 職員の健康管理

総務班は、民生班と連携し、仮眠所や休憩所等の確保に努め、仮眠・食事・職務時間を確実に把握、管理して遵守させるほか、必要により休養を命じ、編成替えを行い、職員の体力の維持を図る。

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、健康診断の実施や職員用救護所を設置するなどして職員の健康管理（精神保健対策（心のケア）を含む。）に努める。

第2節 情報伝達体制の確立

第2編 第2部 第1章 第2節を参照

第3節 災害救助法の適用及び運用

第2編 第2部 第1章 第3節を参照

第4節 広域応援体制

第2編 第2部 第1章 第4節を参照

第5節 自衛隊の災害派遣

第2編 第2部 第1章 第5節を参照

第6節 公共的団体等との連携等

第2編 第2部 第1章 第6節を参照

第7節 ボランティアとの連携

第2編 第2部 第1章 第7節を参照

第2章 初動期の応急対策

第1節 地震情報等の収集・伝達

活動項目	担当対策部・班
1 地震に関する情報の収集	
2 地震に関する情報の伝達	総務対策部総務班
3 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼び掛け	

1 地震に関する情報の収集

総務班は、震度計、県総合防災システム、震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等により、地震・津波に関する情報を収集する。

2 地震に関する情報の伝達

地震情報については、Jアラート（全国瞬時警報システム）によって、コミュニティFM、広報車、ホームページ、各種SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook）、緊急速報メール等を通じて、一般市民に伝達する。

3 被害の未然防止、拡大防止の市民への呼び掛け

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、総務班は、コミュニティFM等を活用し、出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼び掛けを行う。

〔呼び掛けの例〕

こちらは、曾於市災害対策本部です。

ただいま、震度○の地震がありました。

今後、余震が続くと思われます。ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板などが落ちてたりする場合がありますので、十分注意してください。

テレビやラジオなどの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第2編 第2部 第2章 第2節を参照

第3節 広報

第2編 第2部 第2章 第3節を参照

第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止

活動項目	担当対策部・班
1 建築物・構造物の二次災害防止	土木対策部建設班、経済産業対策部農地班
2 被災建築物応急危険度判定	
3 被災宅地危険度判定	土木対策部建設班
4 地震時の河川災害の防止対策	
5 地震時の土砂災害の防止対策	土木対策部建設班、総務対策部総務班
6 二次災害防止のための市民への呼び掛け	総務対策部総務班
7 消防団（水防団）の運用等	

1 建築物・構造物の二次災害防止

余震等による建築物・構造物の二次災害を防止するため、各部は次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼び掛けが必要な事項について広報活動を行う。

(1) 市有施設の点検及び避難・応急対策

- ① 市有施設の管理者は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、各所管課の臨時点検を行い、必要な場合は、建設班に対して専門職員による点検を要請する。
- ② 点検の要請を受けた建設班は、当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

(2) 市所管道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

建設班、農地班は、地震後、市の管理する道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。

2 被災建築物応急危険度判定

建設班は、地震による被害状況を勘査し、県とも協議しながら被災建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合、建設班は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、被災建築物応急危険度判定士を確保し、被災建築物の危険度を判定するとともに必要な措置を行う。

(1) 被災建築物の応急危険度判定士の確保

建設班は、次の方法により応急危険度判定の有資格者を確保する。

府内有資格者（農地班）、県、他市町村への要請
市内の建築士会等関係団体への要請 O Bへの要請

(2) 被災建築物の応急危険度判定実施本部の設置

建設班は、応急危険度判定実施本部を設置し、以下の準備を行う。

参考した応急危険度判定士の名簿づくり
担当区域の分担
判定基準等のマニュアルの準備
判定結果を表示する用紙（判定票）及び記録用紙等の準備
腕章の準備

(3) 被災建築物の応急危険度判定実施本部の業務

実施本部は、次のような業務を行う。

本部と県の連絡調整
災害状況に基づいた判定実施計画の作成
判定士及び判定コーディネーターの支援要請
判定士及び判定コーディネーターの受け入れ
判定用資機材の用意
判定士の移動手段、宿泊場所等の確保
判定結果の集計

(4) 被災建築物の応急危険度判定の実施

判定は「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（日本建築防災協会）」等に基づき、2人以上のチームで目視点検により行い、判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。その際、事後の係争防止を図るため、必要により被害調査との違いについて、居住者に丁寧に説明するよう努める。

(5) 民間団体の協力の申し出

建築学会等民間団体の協力の申し出があった場合は、建設班が効果的な活動のために必要な調整を行う。

3 被災宅地危険度判定

本部長は、災害による被害情報に基づき、被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、被災宅地危険度判定の実施を決定する。実施を決定した場合、建設班は、県に報告し、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。なお、実施に当たっては、次の事項を行う。

- 宅地に係る被害情報の収集
- 判定実施計画の作成
- 農地班及び県への支援要請
- 宅地判定士の受入れ、組織編成
- 判定の実施及び判定結果の周知
- 判定結果に対する市民等からの対応

4 地震時の河川災害の防止対策

(1) 地震時の水防体制の確立

建設班は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防体制を確立し、地震時の河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行う。

(2) 地震による河川施設の被害状況等の把握

建設班は、所管する河川施設や溜池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

中岳ダム、谷川内ダムについては、早急に電話、ファックス等により情報を入手する。

(3) 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策

① 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

② ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

③ 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

5 地震時の土砂災害の防止対策

(1) 地震時の土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

(2) 危険箇所周辺の警戒監視・通報

地震時に土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地

域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(3) 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止

① 土砂災害の防止措置

建設班は、土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

② 警戒避難体制の確立

建設班は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようとする。

③ 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

建設班並びに総務班は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

6 二次災害防止のための市民への呼び掛け

関係各班は、1～5の活動により市民への注意・呼び掛けが必要な事項については、総務班を通じてコミュニティFM・広報車・ホームページ・各種SNS(LINE、X(旧Twitter)、Facebook)、緊急速報メール等を通じて市民に注意を呼び掛ける。

7 消防団（水防団）の運用等について

- (1) 河川災害、土砂災害防止の目的を迅速、効果的に達成するため、消防団（兼水防団）と対応初期から連携を図るとともに、逐次、情報を交換して即応性の維持を図る。
- (2) 詳細な位置情報の交換については、スマートフォン、地図等を使用し、UTM座標による位置情報の共通化を図る。
- (3) 装備を逐次更新し、通信機、ライフジャケット等、個人装備品の充足率向上を図り、活動の安全性を向上させる。

第5節 消防活動

第2編 第2部 第2章 第6節を参照

第6節 危険物の保安対策

活動項目	担当対策部・班
1 危険物の保安対策	
2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高压ガス対策	大隅曾於地区消防組合消防本部 総務対策部総務班

1 危険物の保安対策

大隅曾於地区消防組合消防本部は、被災地域に危険物や高压ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

総務班は、危険物・高压ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高压ガス対策

総務班は、大規模な危険物災害や高压ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、所轄する消防本部の能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県及び他の消防本部に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、緊急消防援助隊の出動を要請する他、自衛隊に災害派遣を要請し、空中消火を実施する。

第7節 救助・救急・搜索

第2編 第2部 第2章 第7節を参照

第8節 避難の指示、誘導

活動項目	担当対策部・班
1 避難対策の基本的な考え方	全職員
2 避難指示等の判断	本部長、副本部長、総務対策部長
3 防災関係機関との連絡調整	総務対策部総務班
4 避難誘導	総務対策部総務班、市民福祉対策部民生班、教育対策部教育班

1 避難対策の基本的な考え方

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、自動配備により、本庁・各支所に参集する。勤務時間内の場合は、避難対策班長の指示により指定避難所に参集して開設を行う。

2 避難指示等の判断

以下の場合、避難の指示、警戒区域の設定等必要な避難措置を講じる。

- 二次災害として水害、土砂災害の危険性が顕著であるとき
- 火災の延焼により危険が迫っているとき

(注1) 災対法第60条の3により、市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（「屋内での待避等の安全確保措置」）を指示することができる。

(注2) 災対法第61条の2により、市長は、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、助言を求めることができる。

3 防災関係機関との連絡調整

避難の指示、警戒区域の設定等は、各根拠法令に基づき市、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。そこで、総務班はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないように注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（県災害対策課）に県総合防災システムを通じて速やかに報告する（災対法第60条）。

4 避難誘導

(1) 避難指示等の伝達内容

総務班は、避難の指示、警戒区域の設定等を行う際、以下の内容を市民に伝達する。

- ① 発令者
- ② 差し迫っている具体的な危険予想
- ③ 避難対象地区名及び自治会名
- ④ 避難日時、避難先及び避難経路

(5) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

- ・ 火気等危険物の始末
- ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
- ・ 帽子、ヘルメット等を着用すること
- ・ 隣近所そろって避難すること等

(2) 避難指示等の伝達方法

コミュニティFMをはじめ、広報車、ホームページ、各種SNS（LINE、X（旧Twitter）、Facebook）、緊急速報メール等により周知する。

(3) 避難の誘導者

本部長（市長）の命を受けた職員及び消防団員は、曾於警察署、自治会、自主防災組織等の協力を得て避難所など安全な場所に市民を誘導又は移送する。

(4) 誘導及び輸送方法

- ① 避難経路の明示
- ② 避難経路中の危険箇所の事前伝達
- ③ 避難経路中の危険箇所に誘導員を配置
- ④ 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用。なければ車両の前照灯を利用
- ⑤ 出発、到着の際の人員確認
- ⑥ 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送
- ⑦ 警察官、市職員、消防団員等による現場警戒区域の設定
- ⑧ 避難済み家屋の表示

(5) 避難行動要支援者に対する避難誘導

民生班（福祉介護課）や教育班（教育総務課）は、社会福祉施設及び学校から支援の要請があった場合、消防団の派遣等について総務班（総務課）を通じて支援を依頼する。その際、公開を了承された避難行動要支援者名簿の受け渡しを厳重に行うとともに、避難支援活動終了後は、名簿を確実に返却させる。公開を了承していない要支援者は、当該要支援者の支援者に避難の有無を確認するか、民生班自ら確認又は避難させる。

【警戒区域の設定等について】

同法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。

この他、警察官、自衛官等にも避難の指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、総務班はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。（根拠：内閣府「避難情報等に関するガイドライン」（令和3年5月改定））。

◇避難の指示等の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。（※1）	災対法 第60条 (※2)
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災対法 第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法 第94条

（※1）危険が急迫し、緊急を要する場合には、現場付近にいる市職員、消防職員（市職員に併任されている職員）は市長の避難指示権限を代行することができる。ただし、この場合は、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。（根拠：地方自治法第153条）

（※2）市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、同時に県知事に報告する。

◇警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容（要 件）	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法 第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	災対法 第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災対法 第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する 同法第28条
消防団長、消防団員又は 消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条

（注）警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条第2項の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいない

か又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第9節 交通確保・規制

第2編 第2部 第2章 第9節を参照

第10節 輸送手段の確保

第2編 第2部 第2章 第10節を参照

第11節 医療救護

第2編 第2部 第2章 第11節を参照

第12節 要配慮者の安全確保

第2編 第2部 第2章 第12節を参照

第3章 事態安定期の応急対策

第1節 避難所の開設・運営

活動項目	担当対策部・班
1 避難所の開設の決定・準備	
2 避難所の開設	
3 避難所の運営	各避難所担当
4 避難所の標準設備等	総務対策部避難対策班
5 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	産業経済対策部農林班
6 避難所の生活環境への配慮	産業経済対策部商工班
7 避難所の追加・借り上げ	総務対策部総務班
8 広域的な避難	
9 避難所の統合・閉鎖	

1 避難所の開設の決定・準備

(1) 避難所開設の決定

- ① 副本部長（副市長）、総務班長、避難対策班長を中心に、開設する避難所を決定する。
勤務時間外の際、前述の3名の多くが不在の場合は、3名のうちで参集している者が決定する。
- ② 避難所毎に割り振られた担当課（避難所に対する各課の割り当てについては「風水害警戒体制における基本方針」を参照）で、従事する職員や交代の方法について決定する。
- ③ 従事する職員が決まったら、職員名と連絡先を避難対策班へ報告する。

(2) 避難所開設の準備

各避難所担当は、以下の準備を行い、完了したら避難所に向かう。

- ① 避難所の鍵の確保
割り当てられた避難所の施設管理者へ連絡を取り、鍵を確保する。
なお、急を要する場合は、各避難所施設管理者（責任者）が避難所を開設し、その旨を避難対策班に報告する。
- ② 食料品の確保
避難所にいる間の食料は自己調達となるため、事前に食事を済ませておくか、避難所で食べられる食料品を持参する。
- ③ 避難所で使用する用具の準備
各避難所担当は、以下の用具の準備を各自で行う。
 - ア 避難者調べ（様式マニュアル書庫⇒総務課⇒危機管理室⇒避難所運営）
 - イ 筆記用具
 - ウ 寝具（レジャーシート等）
 - エ 携帯電話（+充電器）

④ 必要物品の受け取り

避難所へ行く前に総務課又は各支所地域振興課で準備する物品を受け取る。

2 避難所の開設

(1) 避難者受入れスペースの準備

避難者を受け入れられるよう照明スイッチやブレーカー等の場所の確認、トイレの状態確認、寝泊まりできるスペースの確保などを行う。

また、部屋割り、スペース割りを指定する。指定する際は、可能な限り、地区（集落等）ごと或いは性別、高齢者、病弱者、乳幼児の有無等、個人、家族の属性を考慮して割り振る。立入禁止スペースを指定し、貼り紙やロープで表示する。

(2) 避難者の受付

長机、椅子、筆記用具等を準備して受付を設置し、避難者が来られたら、「資料7-13：避難者調べ」に必要事項を記入して（本人に記入させても可）中へ誘導する。

避難者が殺到した場合は、「資料7-12：避難者カード」を避難者に配布し、各自で記入してもらい、収集した後、各避難所担当が「資料7-13：避難者調べ」に整理する。

3 避難所の運営

避難所の運営は原則、住民が自主的に行うものとし、市は食料品や生活物資の供給、生活支援、情報提供等、運営全般に積極的に支援する。

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、大規模災害時や避難所生活が長期化するおそれがある場合には、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置し、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

災害対策本部が設置され、避難所運営が長期化する場合は、以下のとおり運営を行う。

(1) 避難者数の報告

避難者数の取りまとめを避難対策班が行う。

各避難所は、避難者数（世帯・人数）について、発災当初は1時間毎に報告し、ある程度落ち着いてからは毎日17時に報告する。（変動がない場合も同様）

(2) 長期化に向けた準備

① 以下を参考に、避難所の利用範囲を確認し決定する。

【避難所の開放スペース（例）】

- ◎避難生活スペース、◎受付場所、広報場所（掲示板等）、避難所運営委員会事務室・会議室、救護室、◎物資保管場所、物資配付場所、物資荷下ろし場、更衣室（男女別兼授乳場所）、おしめ交換所、幼児用娯楽室、調理場所、◎仮設トイレ、仮設入浴場、◎ごみ集積場、喫煙場所、ペット待機所、洗濯・物干し場、◎駐車場・駐輪場、◎発熱者等専用スペース

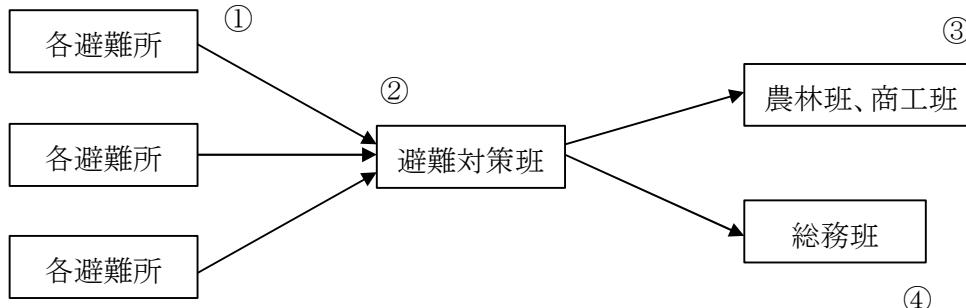
（注）◎印が付いたスペースは、開設当初から設ける。

② 居住区域の割り振りについて、可能な限り地区ごとに行う。居住区域ごとに代表者を選定するよう指示し、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

なお、居住区域の代表者の役割は次のとおりとする。

- ・災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
- ・避難者数、給食数、その他物資必要数の把握と報告
- ・物資の配布活動等の補助
- ・居住区域の避難者の要望、苦情等とりまとめ
- ・避難所運営の協力

(3) 避難所運営の基本的な流れ



① 各避難所

- 避難者数を把握し、避難対策班にFAX等で報告する。FAX等が使用できない場合は、電話で連絡するか、物流便に依託又は避難対策班に持参する。
- 居住区域ごとの代表者を介して、食料及び物資のニーズを必要により調査し、「資料7-15：食料・物資依頼伝票」に記入し、避難対策班に依頼する。

※食料の場合、朝の調査は当日の夕食用、夕方の調査は次の日の朝食・昼食用のためのもの。
○ 夕方の調査では、朝食用と昼食用の2枚の「資料7-15：食料・物資依頼伝票」を用意する。

○ 居住区域ごとの代表者を介して、その他の要望事項を把握し、避難対策班に依頼する。

② 避難対策班

- 各避難所からの避難者数、「資料7-15：食料・物資依頼伝票」等を取りまとめる。その他の要望事項も取りまとめる。
- 夕方の調査では、朝食用と昼食用の2枚の「資料7-15：食料・物資依頼伝票」を取りまとめる。
- 避難者数は総務班に報告し、食料の要望は農林班、生活物資の要望は商工班に依頼する。

③ 農林班、商工班

- 避難対策班から依頼された食料及び物資の要望に対して、第3節「飲食料の供給」及び第4節「生活必需品等の供給」により調達し、各避難所に配達する。
- 調達、配達の記録は、「資料7-15：食料・物資依頼伝票」の災対処理欄に記入する。

④ 総務班

- 避難対策班から報告された避難者数を、本部会議等の資料に反映する。

(4) 指定した避難所以外の避難所への対応

- ① 避難対策班は、通常の指定した避難所と同様に、「資料7-13：避難者調べ」を作成する。
- ② 避難対策班は、1日1回（夕方）、避難者数を聞くとともに、食料及び物資の要望について聞き取り、「資料7-15：食料・物資依頼伝票」に書き取る（1日2回（朝・夕））。
- ③ 避難者数は総務班に報告し、主として生鮮食料は農林班、生活物資は商工班に報告する。（相互に生活物資、食料品を含む。）

(5) 避難所運営に当たる職員のローテーションの目安

① 発災初期

避難所毎に割り当てられた担当課から、1名が対応する。交代のタイミングは、その時の状況により、各担当課で調整する。その他、優先度の高い業務の関係で、対応が難しくなったときは、避難対策班に報告し、避難対策班は他の班と調整を行う。

② 落ち着いた段階

避難所運営委員会（(6) 及び (7) を参照）を立ち上げるとともに、他市町村の応援職員、ボランティアの協力を得ながら対応する。

(6) 避難所運営委員会の結成

避難所運営がさらに長期化する場合は、避難所運営を円滑に行うため、居住区域の代表者を中心に、避難所運営担当者（市職員、消防団員等）を含めた避難所運営委員会を結成する。会長、副会長は、居住区域の代表者の中から選出するとともに、運営委員会には努めて複数の女性を含めるものとする。

(7) 避難所運営会議の開催

① 目的・内容

避難対策班との連絡調整事項の協議や避難所での課題・問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるために行う。

② 開催頻度

- ・1日2回、朝食前及び夕食後に開催することを基本とし、重要案件等が発生した場合はその都度開催、協議する。
- ・連絡事項が減少すれば、朝の会議を省略するが、最低1日1回は行う。

③ 参加者

避難所運営委員会のメンバー（会長、副会長、各部門責任者、避難所運営担当者（市職員、施設関係者）、居住区域（集落等）の代表者）

その他適宜必要な方（ボランティア代表者、応援職員等）も参加

4 避難所の標準設備等

避難対策班及び避難所運営委員会は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、各班及び防災関係機関等の協力を得て以下を参考に設備の充実に努める。

【避難所の標準設備例（避難所の開設が長期に及ぶ場合）】

○特設コーナー : <input type="checkbox"/> 広報広聴コーナー	<input type="checkbox"/> 更衣室
<input type="checkbox"/> 避難所救護センター（保健室等）	<input type="checkbox"/> 特設電話
<input type="checkbox"/> 情報連絡室（無線、電話、FAX等）	
○資機材等 : <input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ
<input type="checkbox"/> 被服	<input type="checkbox"/> 簡易シャワー
<input type="checkbox"/> 日用品（タオル、歯ブラシ等）	<input type="checkbox"/> 仮設風呂
<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> 扇風機
<input type="checkbox"/> 仮設トイレ（要援護者用に洋式も用意）	<input type="checkbox"/> 網戸
<input type="checkbox"/> 炊き出し備品	<input type="checkbox"/> ストーブ
<input type="checkbox"/> 特設・臨時電話	<input type="checkbox"/> 暖房機
<input type="checkbox"/> 畳・カーペット	<input type="checkbox"/> 電源設備
<input type="checkbox"/> 間仕切り用パーテーション	<input type="checkbox"/> 給水タンク
<input type="checkbox"/> 洗濯機	<input type="checkbox"/> 掲示板
<input type="checkbox"/> 乾燥機	<input type="checkbox"/> パソコン
○スペース : <input type="checkbox"/> 駐車場	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ
<input type="checkbox"/> 掲示板	<input type="checkbox"/> 資機材置場

5 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、避難所に広報広聴担当者を置き、避難者に貼り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。

6 避難所の生活環境への配慮

(1) 衛生

避難対策班は、避難所におけるし尿、ごみ、食品管理等衛生面での配慮を避難所運営委員会に指導する。

(2) プライバシー保護

避難対策班及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、避難住民等の意見を参考に、可能な限り間仕切り等の設営に努める。間仕切り等は避難対策班にて準備する。また、性別、高齢者、病弱者、乳幼児の有無等、一般的弱者の属性に応じたプライバシーの保護に留意する。但し、過剰な保護により、意思の疎通や健康状態の把握が粗雑にならないよう注意する。

(3) 防火・防犯

大隅曾於地区消防組合消防本部、消防団及び曾於警察署は、避難所での防火・防犯について避難所運営委員会を指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

また、被災地域についても警邏、巡回等を実施して、留守宅及び地域の安全を図る他、被災者等により自警団等が組織された場合には、その活動を支援・協力する。

(4) 要配慮者への配慮

避難対策班は、関係各班及び災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、避難所で生活する要配慮者に十分配慮した対策を講じる。

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、

洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

また、福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の相談や生活支援に当たる介助員を常時配置する。相談体制を整備する際は、衛生班に保健師の派遣を依頼する。

(5) 女性等への配慮

避難所生活に当たり、更衣室やトイレなど施設の利用上への配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付などを講じる。また、アレルギーを持つ人を収容時に把握して、アレルゲン未使用食品の給与体制を確立しておく。

(6) ペット対策

ペットの飼育、管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点、並びに鳴き声、糞尿など騒音、臭気の問題からも原則禁止とするが、別途飼育スペースの確保などトラブルが起きないためのルールを避難所運営委員会が作成し、飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。

7 避難所の追加・借り上げ

市が指定する避難所が不足する場合、避難対策班は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、避難状況に応じ、高齢者・障害者等の要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。借り上げる際は、施設管理者と十分協議し、同意を得てから開設する。

8 広域的な避難

避難対策班は、被害が甚大で、市の避難所に収容できない場合は、県知事に対して、受入れが可能な他市町村又は隣接県への移送を要請する。

9 避難所の統合・閉鎖

避難対策班は、応急仮設住宅等への入居にともなって、避難者が減少する場合は、順次統合・閉鎖を行う。統合・閉鎖に当たっては、避難者に個別面談や個別調査を実施し、避難者及び施設管理者と十分協議をした上で判断する。統合・閉鎖を判断した際は、避難者に対して事前に予告する。

※「避難所」に係る災害救助法による基準は、第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2節 給水

第2編 第2部 第3章 第2節を参照

第3節 飲食料の供給

第2編 第2部 第3章 第3節を参照

第4節 生活必需品等の供給

第2編 第2部 第3章 第4節を参照

第5節 し尿及び廃棄物の収集処理

第2編 第2部 第3章 第5節を参照

第6節 感染症予防・保健衛生

第2編 第2部 第3章 第6節を参照

第7節 遺体の処理、埋・火葬

第2編 第2部 第3章 第7節を参照

第8節 住宅対策

第2編 第2部 第3章 第8節を参照

第9節 教育対策

第2編 第2部 第3章 第9節を参照

第10節 義援金・義援物資の受付・配分

第2編 第2部 第3章 第10節を参照

第11節 農林業災害の応急対策

第2編 第2部 第3章 第11節を参照

第12節 生活関連施設等の応急対策

第2編 第2部 第3章 第12節を参照

第3部 災害復旧・復興計画

第1章 公共土木施設等の災害復旧

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第2編 第3部 第1章 第1節を参照

第2節 激甚災害の指定

第2編 第3部 第1章 第2節を参照

第2章 被災者の生活確保

第1節 罷災証明書の発行・被災者台帳の作成

第2編 第3部 第2章 第1節を参照

第2節 市民生活相談

第2編 第3部 第2章 第2節を参照

第3節 被災者の心のケア対策の実施

第2編 第3部 第2章 第3節を参照

第4節 災害廃棄物等の処理

第2編 第3部 第2章 第4節を参照

第5節 借地借家制度の特例の適用に関する事項

第2編 第3部 第2章 第5節を参照

第6節 被災者生活再建支援金の支給

第2編 第3部 第2章 第6節を参照

第7節 被災者生活支援金の支給

第2編 第3部 第2章 第7節を参照

第8節 災害弔慰金等の支給

第2編 第3部 第2章 第8節を参照

第9節 税の減免措置

第2編 第3部 第2章 第9節を参照

第3章 被災者への融資措置

第1節 民生関係の融資

第2編 第3部 第3章 第1節を参照

第2節 住宅資金の融資

第2編 第3部 第3章 第2節を参照

第3節 農林漁業関係の融資

第2編 第3部 第3章 第3節を参照

第4節 商工業関係の融資及び利子補助

第2編 第3部 第3章 第4節を参照

第4部 南海トラフ地震防災推進計画

第1章 総則

第1節 推進の目的

この計画は、南海トラフ巨大地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震等」という）の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本件における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に広報されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取り扱いに際しては、このことを念頭に置いたうえで十分に留意するものとする。

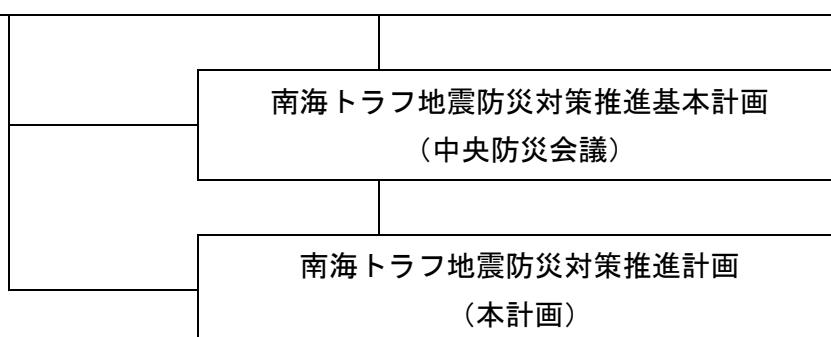
なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2節 推進計画の位置づけ

この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものである。

●推進計画の位置づけ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法



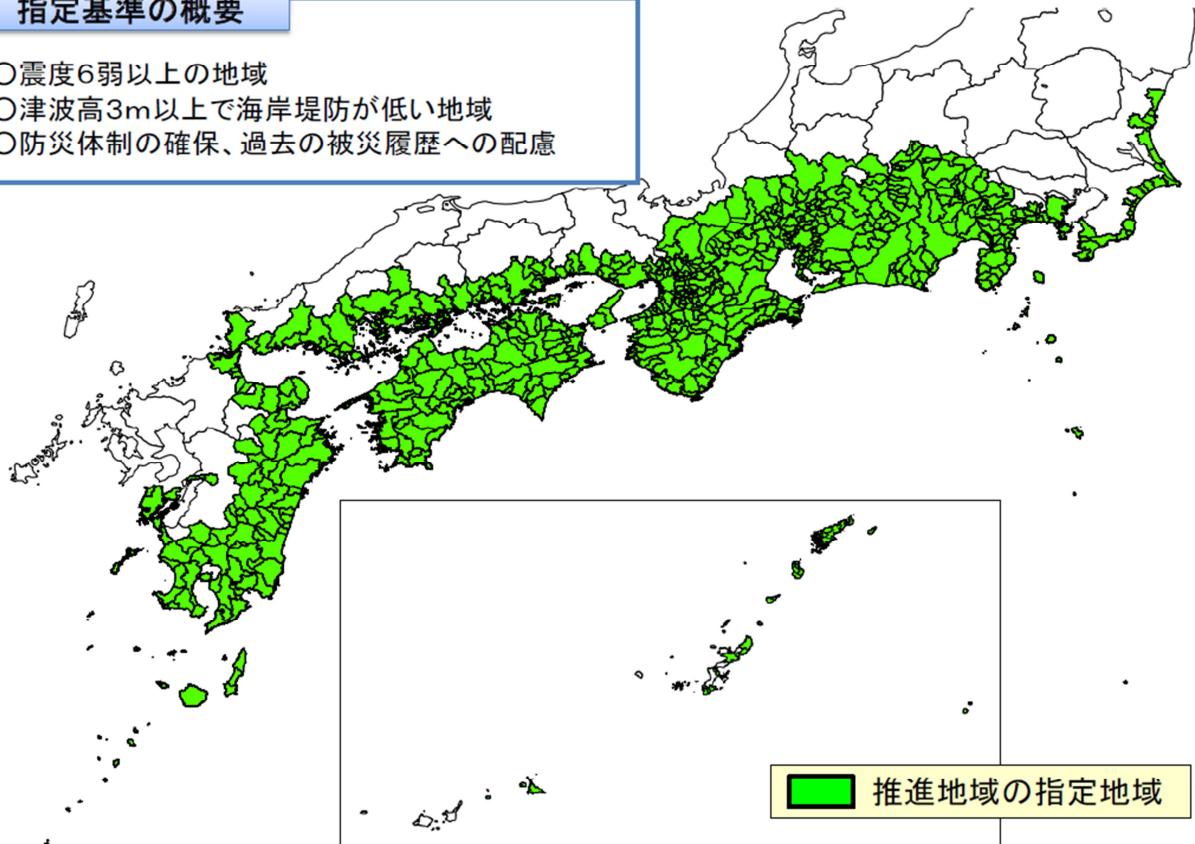
第3節 推進地域の指定

本市は、「南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日に「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けている。推進地域及び指定基準は、次のとおりとなっている。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



※ 内閣府ホームページより抜粋

第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は「第1編第2章防災関係機関の事務及び事務の大綱」に定めるところによる。

第5節 南海トラフ地震による被害想定

本市において、南海トラフ地震が発生した場合、県の想定では最大震度6強の揺れに伴う以下の被害想定がされている。

◇建物等被害数

○全壊・焼失棟数【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬18時	300	100	—	0	20	420	0

○半壊棟数【最大風速】

想定地震等	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	堤防の機能不全による増分
南海トラフ	冬18時	910	1,000	10	0	0	2,000	0

◇人的被害数

○死者数【冬深夜、最大風速、早期避難率低】

想定地震等	建物倒壊	建物倒壊(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ	10	—	—	0	—	—	10

○負傷者数【冬深夜、最大風速、早期避難率低】

想定地震等	建物倒壊	建物倒壊(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	合計
南海トラフ	150	20	—	0	—	—	150

○重傷者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震等	建物倒壊	建物倒壊 (うち屋内 収容物移 動・転倒、 屋内落下 物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動 販売機の 転倒、屋 外落下物	合計
南海トラフ	80	—	—	0	—	—	80

—：わずか

※ 鹿児島県地震等災害被害予測調査・被害想定結果（平成26年3月作成）より抜粋

第2章 関係機関との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

市は、地震発生後に行う災害応急対策について、必要な物資、資機材（以下、物資等）が確保できるよう、あらかじめ物資の洗い出しを行い、備蓄・調達計画を作成しておくものとする。また、市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のための必要な物資等の供給の要請を行う。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を速やかに県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。受援については、「第2編第2部第1章第4節 広域応援体制」による。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

市防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとの別に定める。

第2節 他機関に対する応援体制

他機関に対する応援要請は、「第2編第2部第1章第4節 広域応援体制」による。

第3章 南海トラフ地震臨時情報

第1節 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- (1) 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔を置いて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- (2) 気象庁が以下の情報を公表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。
 - ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

第2節 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）発生の可能性は、最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨をさす。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

臨 時 情 報	条 件	措 置 期 間	措 置
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震	対象地震発生から1週間 (対象地震発生から168時間経過した以降の正時まで) 警戒措置解除からさらに1週間 (対象地震発生から336時間経過した以降の正時まで)	警戒措置 注意措置
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く） ②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆつきりすべり	①対象地震発生から1週間 (対象地震発生から168時間経過した以降の正時まで) ②変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間 ①・②経過後	注意措置 注意措置 後発地震に対する注意措置は原則解除

(1) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

① 家具の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしていても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

② 避難場所・避難経路の確認

③ 家族等との安否確認手段の取り決め

④ 家族等における備蓄の確認

⑤ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設等の点検

(2) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保するものとする。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 市は、次の内容等を正確かつ迅速に市民に伝達する。

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

② 市は県と連携し、人命救助・被災地の物流支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

③ 市は後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施にあたり、県と相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3節 臨時情報が発表された場合の災害応急対策に係る措置

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急収集、情報の収集及び共有、地域住民に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第2編第2部 災害応急対策計画」により定めるものとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

- (1) 市、関係機関及び市民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。
- (2) 市民に対して情報伝達を行う際には、臨時情報発表時に具体的に取るべき防災対応について、臨時情報が発表されていない平時との違いを認識した図等を用いるなど、直感的で分かりやすい説明となるよう努めるとともに、臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施するよう努めるものとする。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。
- (3) 市は、状況の変化に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- (4) 周知については冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行い、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、市民に密接に関係のある事項について周知する。また、市民からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 情報の収集・伝達

市は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、以下の計画を基本として、重点的・計画的に事業を推進するものとする。

- ・鹿児島県地域強靭化計画
- ・曾於市国土強靭化計画
- ・地震防災緊急事業五箇年計画

なお、具体的な事業執行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

その他、上記以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

第5章 防災訓練計画等

第1節 防災訓練計画

「第2編第1部第4章第2節 防災訓練の効果的実施」に準じる。

第2節 公共施設における防災対策の充実

各公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行う上で重要な役割を果たさなければならないことから、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第6章 地震防災上必要な防災知識の普及計画

第1節 職員に対する防災知識の普及

「第2編第1部第4章第1節 防災知識の普及啓発」に準じる。

第2節 市民に対する防災知識の普及

「第2編第1部第4章第1節 防災知識の普及啓発」に準じる。

第3節 学校教育における防災知識の普及計画

「第2編第1部第4章第1節 防災知識の普及啓発」に準じる。

第4節 防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

「第2編第1部第4章第1節 防災知識の普及啓発」に準じる。

第7章 地域防災力の向上に関する計画

第1節 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震のような大規模地震が発生した場合、本市においても「第1章第5節 南海トラフの被害想定」のとおり被害が想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域におよび、特に沿岸地域の津波被害が極めて甚大となるため、他地域からの本市への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、市は「第2編第1部第4章第3節 自主防災組織の育成強化」に準じる他、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域から鹿児島県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡会における研修等)

第2節 事業所等の災害対応能力の向上

「第2編第1部第4章第6節 企業防災の促進」に準じる。

第8章 広域かつ甚大な被害への備え

第1節 建築物の耐震性の確保

「第2編第1部第2章第4節 建築物の防災対策の推進」に準じる。

第2節 斜面崩壊、液状化対策

「第3編第1部第2章第2節 液状化災害等の防止対策の推進」に準じ対策を行うとともに、県と連携して、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの市民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

第3節 時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模な地震を見ると、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

このように、複数の大規模な地震が数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、市、県及び防災関係機関は、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連續発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

第9章 地震発生時の応急対策等

第1節 災害対策本部の設置

「第2編第1部第3章第1節 防災組織の整備」に準じる。

第2節 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

「第3編第2部第2章第1節 地震情報等の収集・伝達」に準じる。

2 早期災害情報の収集

「第3編第2部第2章第1節 地震情報等の収集・伝達」に準じる。

3 被害状況、避難状況等の調査・報告計画

「第3編第2部第2章第1節 地震情報等の収集・伝達」に準じる。

4 施設の緊急点検・巡視

「第3編第2部第2章第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止」に準じる。

5 二次災害の防止

「第3編第2部第2章第4節 災害の拡大防止と二次災害の防止」に準じる。

6 消防活動

「第2編第2部第2章第6節 消防活動」に準じる。

7 医療救護

「第2編第2部第2章第11節 医療救護」に準じる。

8 緊急輸送計画

「第2編第1部第3章第7節 輸送体制の整備」

「第2編第2部第2章第10節 輸送手段の確保」に準じる。

9 感染症予防・保健衛生

「第2編第2部第3章第6節 感染症予防・保健衛生」に準じる。

10 物資等の確保

「第2編第1部第3章第10節 給水体制の整備」

「第2編第1部第3章第11節 食料・生活必需品供給体制の整備」に準じる。